



鳥取県公報

令和2年7月28日（火）
第9221号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特別保護地区の区域の指定予定（439）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2
	肥料の登録の有効期間の更新（440）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	特定計量器の定期検査の実施（441）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害児通所支援事業者の指定（442）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定（443）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	採石法による採取計画の認可の公表（444）（西部総合事務所米子県土整備局）・・・・ 4
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 4
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	落札者の決定（4件）（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第439号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区の区域を指定する予定であるので、同条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和2年8月10日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 特別保護地区の名称

久松山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

久松山鳥獣保護区の区域のうち、鳥取市東町二丁目104、132-1及び国有林千代川森林計画区旧城山国有林4林班い小班の区域（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。）（面積59ヘクタール）

3 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

久松山鳥獣保護区は、鳥取市の市街地東部に位置する久松山と本陣山を中心とした区域であり、鳥取城跡がある等歴史的にも重要な地域である。その植生は、スダジイ、タブノキ、ヤブツバキ等の照葉樹極相林を主体に、久松山山頂付近ではブナ林帯の植生もみられる。コナラ、イヌシデ、アベマキ、アラカシ等の二次林、スギ、ヒノキの人工林も混じり、狭い範囲に温帯の落葉広葉樹林から暖帯の常緑樹林までの植生が混在し、県内でも有数の多様な林相を形成する地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも久松山の南側及び西側斜面は、極相林又はそれに近い二次林となっており、多様な林相と人を寄せ付けない急峻な地形の結果、狭い地域に多様な鳥獣が生息し、また、鳥取東照宮（旧標谿神社）の周辺はモミが混交する特徴的なスダジイ林となっており、多様な鳥獣の生息地となっていることから、久松山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められる。

以上のことから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図ろうとするものである。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間

令和2年7月28日から14日間

鳥取県告示第440号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間

鳥取県 第553号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料A	窒素全量 5.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社錦海化成 境港市昭和町7-3	令和2年6月8日から令和5年6月9日まで
--------------	--------	---------	----------	-------------------------------------	-----------------------	----------------------

鳥取県告示第441号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	令和2年9月1日（火）	午前10時から午後3時まで	米子市大谷町1-1 米子市就将公民館
〃	令和2年9月4日（金）	〃	米子市博労町四丁目364 米子市啓成公民館
〃	令和2年9月8日（火）	〃	〃
〃	令和2年9月11日（金）	〃	米子市東福原八丁目24-31 米子市文化活動館
〃	令和2年9月15日（火）	〃	〃
〃	令和2年9月18日（金）	〃	米子市旗ヶ崎七丁目17-30 米子市住吉公民館

鳥取県告示第442号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月28日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人発達障がい児親の会 CHERRY	米子市米原九丁目11-12	チェリーズ米子錦町教室	米子市錦町一丁目75	放課後等デイサービス	令和2年7月20日

鳥取県告示第443号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月28日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の	指定に係る障害福	指定に係る障害福祉サー	障害福祉サービ	指定年月日
-----	---------	----------	-------------	---------	-------

	所在地	社サービス事業を行う事業所の名称	ビス事業を行う事業所の所在地	スの種類	
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤八 丁目9-23	エポック翼	米子市米原1459-4	自立生活援助	令和2年8 月1日

鳥取県告示第444号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月28日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社丸福 代表取締役 福吉 正博	鳥取県米子市 淀江町佐陀712 -2	西伯郡伯耆町父原字 堤ヶ谷入口582外39 筆(313,656平方メー トル)	花崗岩(228,859立方 メートル) 風化花崗岩(19,685 立方メートル)	令和2年7 月10日から 令和7年7 月9日まで	令和2年7月10 日

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	令和2年11月12日(木)	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	令和2年11月12日(木)	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - イ 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
- (4) 試験時間は次のとおりとする。
 - ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識）1時間30分
 - イ 実地試験
 - (ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）各4分
 - (イ) 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）8分

(5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本産業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

令和2年8月31日（月）から同年9月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和2年9月25日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものにより受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所生活環境局又は鳥取市市民生活部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680-8571 鳥取市幸町71）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 令和2年11月30日（月）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所生活環境局若しくは鳥取市市民生活部環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項

の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画道路 8・7・1号米子駅南北自由通路
米子境港都市計画道路 3・3・7号米子駅境線
米子境港都市計画道路 3・4・18号米子駅目久美町線
米子境港都市計画地区計画 米子駅地区地区計画
米子境港都市計画用途地域
米子境港都市計画特別用途地区
米子境港都市計画臨港地区 米子港臨港地区
淀江都市計画一団地の住宅施設 淀江リタイアメント・グリーンコミュニティ
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 東部（本庁）地区納入分 複合機（白黒、高速機）の賃貸借及び保守業務 18台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和2年6月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エコービジネス
鳥取市田島721
- 5 落札金額 4,567,027円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和2年5月12日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務 16台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和2年6月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エコービジネス
鳥取市田島721
- 5 落札金額 4,368,471円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和2年5月12日

- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 東部地区納入分 複合機（カラー、高速機）の賃貸借及び保守業務 6台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和2年6月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エコービジネス
鳥取市田島721
- 5 落札金額 2,731,892円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和2年5月12日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 中部地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務 15台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和2年6月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ケーオウエイ
米子市両三柳328
- 5 落札金額 3,901,575円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和2年5月12日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220